

教 育 福 祉 委 員 会 会 議 録

開会日	令和6年9月30日（月）午前10時15分
閉会日	令和6年9月30日（月）午前11時39分
場 所	長久手市役所本庁舎 2階 委員会室
出席委員	委員 長 富田えいじ 副委員 長 おくだけんじ 委 員 伊藤真規子 大島令子 岡崎つよし なかじま和代 山田けんたろう わたなべさつ子
欠席委員	な し
欠 員	な し
会議事件のため出席した者の職氏名	市長 佐藤有美 総務部長 加藤英之 行政課長 山田美代子 教育部長 山端剛史 次長兼教育総務課長 若杉玲子 課長補佐 山田克仁 庶務教育係長 宇井正幸 <p style="text-align: right;">計7人</p>
職務のため出席した者の職氏名	議長 木村さゆり 議会事務局長 横地賢一 主任 佐藤有美
会議録	別紙のとおり

別紙

委員長 開会宣言

議長 あいさつ

市長 あいさつ

議案第 63 号 令和元年度購入令和 2 年度小学校教科書改訂に伴う教科用図書及び指導書（単価契約）の買入れの追認について

教育総務課長 議案第 63 号について説明

岡崎委員 長久手小学校、西小学校、東小学校及び北小学校の 4 校分とのことだが、南小学校及び市が洞小学校の 2 校分はどこから買入れをしているか。

教育総務課長 有限会社日進書房である。

岡崎委員 日進書房からの買入れ分が記載されていないのはなぜか。

教育総務課長 別契約であり、日進書房からの買入れは、追認が必要な 2,000 万円を超えていないためである。

岡崎委員 単価は定価で、全国どこでも同じなのか。

教育総務課長 そのとおりである。単価は文部科学大臣が認可し、官報で告示している。

岡崎委員 随意契約とのことだが、購入先はマネキ堂書店が指定されているのか。

教育総務課長 愛知県教科書用図書卸商業協同組合から指定されている。

岡崎委員 書籍なのに消耗品と認識していたとは、どういうことか。

教育総務課長 4 年ごとに改定があり、学校の教員が 4 年間使用するものという認識であった。

岡崎委員 定例的に必要な経費や義務的な経費ならともかく、教科用図書が消耗品という認識には違和感があるが、どうか。

教育総務課長 予算項目が消耗品費であることから、そのような認識になっていた。

岡崎委員 本契約の決裁権者は誰か。

教育総務課長 教育部長である。

岡崎委員 決裁には何人の印が押されているのか。

課長補佐 8 人である。部長以下の教育総務課職員のほか、総務部長、行政課長、財政課長の印がある。

岡崎委員 誰も違和感を感じなかったということか。これだけの目があれば普通は誰かが気付くと思うが、慣習で通してしまったということか。

教育部長 事務に大きな不備があったことを謝罪する。他市の報道から見直し、発

覚したもので、全国でも同様の認識不足があった。認識が欠如していた点については深く反省しており、再発防止に努めていきたい。

岡崎委員 先日、本件について説明を受けた際に質問し、持ち帰りとなっていた責任の所在については、どうなったのか。

市長 職員の認識不足が原因であるため、今一度職員の認識を徹底し、再発防止に努めることが市としての責任である。よって、職員の給料減額の条例改正案を提出する考えは今のところない。

岡崎委員 なぜ部長が答えないのか。

教育部長 当時の一担当であることから、私から申し上げることは控えた。

岡崎委員 一担当であったから知らないということか。

教育部長 知らないということではなく、一当事者である私の口から、当時の責任について今の部長の立場で申し上げることはできないと判断した。

岡崎委員 今後、このようなヒューマンエラーをシステムで防ぐことはできないか。

教育部長 動産の認識を周知徹底するだけでなく、教科用図書の改訂は4年ごとにあるため、リマインダー機能を利用して将来的にも4年ごとに注意喚起することを考えている。他にも何かできることはないか、現在研究中である。

岡崎委員 民間の会計ソフトにもあるが、入力時のヒューマンエラーをアラートで知らせることはできないか。

教育部長 リマインダー機能がシステムの一機能である。

大島委員 予定数量には、令和2年度当初に必要な冊数だけでなく、予備分も含まれているか。

教育総務課長 単価契約で必要に応じて購入できるため、予備分は含まれていない。

大島委員 教科書供給の仕組みはどのようなか。どこがどのような流れでマネキ堂書店に決定しているのか。

教育総務課長 今回は児童生徒用の教科書ではなく、主には教師用の指導書である。愛知県教科書図書卸商業協同組合から教科書供給店証明書がくるが、その中で学校ごとに販売店が指定されている。市はそれに従って購入するという流れである。

大島委員 他市町で複数の販売店から買入れをしている例はあるか。

教育総務課長 他市町の事例は把握していない。

大島委員 教科書については、マネキ堂書店と日進書房からそれぞれ幾ら購入したのか。

教育部長 今回は教師用の教科用図書及び指導書で、児童生徒の教科書については、法律で無償配布となっている。

なかじま委員 令和6年6月議会で追認議案を提出している市町もある中、本市は9月

26日の議会運営委員会で初めて議会として説明を受けた。今回の件について、いつどのように発覚したのか。

教育総務課長 8月27日付の県内他自治体の新聞報道を受け、同様の事例がないか確認したところ、2件あることが判明した。

なかじま委員 他市では、市民の信用を失落させる結果を招いたことを重く受け止め、追認議案とともに市長や副市長、教育長の給料を減額する改正案を提出しているところもある。本市はそのような形で責任をとる考えはなかったか。

教育部長 九州のある自治体が減額の改正案を提出したことは承知しているが、近隣では今のところ聞いていない。

なかじま委員 近隣が減額していないから減額しないのか。

市長 近隣市町が減額していない状況は事実としてあるが、本市は、動産に当たるものを消耗品ととらえていたという職員の認識不足に対し、認識を今一度徹底し、再発防止に努めることが責任であるという考えに至った。

なかじま委員 職員の認識不足というが、8人も印を押している。職員の認識不足を正すのが上の者の責任ではないか。

市長 過去に遡って全庁的に確認したところ、救急車やN-バス等の購入においては、財産の取得として2,000万円を超える場合に議会の議決が必要との認識は全ての職員が持っていた。しかし、教科用図書及び指導書については、4年ごとに改定があり、教員が使用するものであることから、財産の取得に当たる動産という認識が欠けていた。先ほど部長も申し上げたが、今後は動産という認識を徹底させ、4年ごとにシステムでも注意喚起して再発防止に努めていきたいと考えている。

なかじま委員 議案第63号と第64号の議案名が異なる理由はどのようなか。

教育総務課長 議案第63号は決裁の作成時点で購入冊数を変更する可能性があったため単価契約としたが、議案第64号は購入冊数を確定できたために総価契約とした。

大島委員 教科用指導図書について、日進書房からは幾ら購入したのか。

庶務教育係長 1,439万9,388円である。予定価格が2,000万円を下回っているため、追認議案としては提出していない。

なかじま委員 8月27日付の新聞報道後、本市においても同様の事例がないか確認して発覚したとのことだが、議会への説明が9月26日とひと月近くも空いており、その間に事例報告や調査する旨の一報もなかった。議会への説明が遅れたことに対してどう考えているか。

教育総務課長 過去に遡って全庁的に調査をしており、全議員への報告は間が空いてしまったが、発覚直後に正副議長へは事例報告等をしたと行政課に聞いてい

る。

岡崎委員 正副議長にはいつ報告したのか。

課長補佐 8月29日に事例報告と調査する旨を説明した。

行政課長 経過としては、8月27日に他自治体の新聞報道を受けて行政課が全庁的な調査を始め、調査中である旨の報告を8月29日に正副議長へ行っている。その時点では調査結果がそろっていなかったため、まずは一報という形をとった。その後、調査結果がまとまった9月6日に正副議長へ調査結果を報告するとともに、9月12日の全員打ち合わせ会にて全議員に説明する旨説明させていただいた。

なかじま委員 議会へは説明したという認識とのことだが、市民への説明についてはどうか。

教育総務課長 議決後、ホームページに経過を報告する予定である。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論なし

賛成討論なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

議案第64号 令和5年度購入令和6年度小学校教科書改訂に伴う教科用指導書等の買入れの追認について

教育総務課長 議案第64号について説明

大島委員 マネキ堂書店と有限会社日進書房からの買入金額はどのようか。

庶務教育係長 マネキ堂書店は議案のとおり2,928万9,700円である。南小学校と市が洞小学校分の日進書房からの買入れは、1,691万3,270円である。

大島委員 クラス数の増減等による追加発注はあるか。

庶務教育係長 児童数が確定するのが始業式であるため、令和5年度中はその時点で必要な冊数を買入れ、追加で必要な場合は、令和6年度予算で購入している。

大島委員 教員用指導書が学校に納入されるまでの流れはどのようか。

庶務教育係長 各学校に必要な冊数についての照会を行い、取りまとめた結果をもとに契

約している。納品は各学校に直接行っている。

大島委員 取次店という認識でよいか。

教育総務課長 そのとおりである。

なかじま委員 議案第 63 号の審査の際に、九州のある自治体では特別職の給料減額改正案を提出しているとの答弁があったが、軽く調べただけでも東京都古小平市、山口県山口市、防府市、周南市及び光市、新潟県魚沼市など、たくさんの自治体が出てくるが、ある自治体とはどこか。

教育部長 福岡県の筑後市である。

岡崎委員 今回の追認は、本来議会の議決が必要な買入れにおいて議決を経ずに買入れを行ったことにより無効となるところ、追認することでその瑕疵が治癒されるものだと理解しているが、法律上、どこにその旨の記載があるのか。また、市の弁護士に相談した上で過去 10 年間の契約を対象としたとも聞いているが、どうか。

課長補佐 地方自治法上、議決を欠く契約の効力を追認できる期間に定めはないが、契約に基づく債権は私債権であることから、民法を適用し、民法第 166 条第 1 項及び第 2 項の規定により 10 年間とした。

岡崎委員 民法第 166 条で間違いはないか。

教育総務課長 そう認識している。

岡崎委員 民法第 116 条の類推適用ではないのか。

行政課長 民法第 116 条は、民法第 113 条にある無権代理行為に対する追認である。判例を導くために民法第 116 条の規定を類推適用することもあるが、今回の契約については無権代理による契約ではないため、この条文を適用せず、判例に基づいて判断した。なお、過去 10 年間に調査した理由は民法第 166 条の債権等の消滅時効である。

委員長 この際、暫時休憩。

<午前 11 時 11 分 休憩>

<午前 11 時 25 分 再開>

委員長 休憩前に引き続き会議を再開。

委員長 この際、暫時休憩。

<午前 11 時 25 分 休憩>

<午前 11 時 35 分 再開>

委員長 休憩前に引き続き会議を再開。

教育部長 今回の問題は、事務における認識の欠如が招いたものである。結果として、議員の皆様にもご迷惑をおかけし、深く反省している。今後二度と繰り返されないよう、再発防止に努めていく。大変申し訳ございませんでした。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論なし

賛成討論なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

委員長 委員長報告は委員長と副委員長への一任を確認。

委員長 閉会宣言

午前 11 時 39 分終了

以上、要点筆記は会議内容と相違ないので署名する。

令和 6 年 9 月 30 日

教育福祉委員会委員長 富田えいじ